

審査会後の保険証の送付先や置きについて

【概要】

審査会後の保険証発送事務を円滑に行うために、認定結果・前回の介護度に応じた送付先を規定します。ただし、送付先の変更や保険証の置きについても受付けます。

1. 審査会後の保険証等の発送について

審査会終了後の結果通知及び新たな保険証については、原則として審査会開催日の翌日に、次の要領で郵送又は使送により発送します。

認定結果	申請前の状態	送 付 先
要介護	新規・要介護	被保険者住所地・被保険者宛て
	要支援	担当の地域包括支援センター宛て（保険証に青色付箋貼付）
要支援	全て	担当の地域包括支援センター宛て
非該当	全て	担当の地域包括支援センター宛て
却下	全て	申請前の要介護等区分に応じ、上記に準じて送付

※小規模多機能型居宅介護サービス利用の場合、要支援でも送付先は被保険者とします。

※施設入所者の場合、施設宛てに送付します。ただし、要支援となった場合は、原則被保険者の住所地を担当する地域包括支援センター宛てに送付します。

2. 送付先の変更について

保険証等の送付先は事情に応じて変更も可能です。

- ・被保険者本人が住所地に居らず、確実に届く場所を送付先とする場合
- ・要支援から要介護に認定された場合で、すでに暫定介護サービスの利用を開始しており、包括ではなく居宅を送付先とする場合
- ・施設入所者で、結果が要支援となった場合であっても直接施設に送付を希望する場合

審査会当日の午後 5 時 1 5 分までに高齢福祉課介護認定係へ連絡してください。

その場合、本来の送付先又は変更後の送付先と事前に調整してください。

3. 保険証等の置きについて

審査会後の保険証等は郵送等での発送を原則としていますが、申し出があれば置きをし、高齢福祉課窓口での直接交付にも応じています。

置き希望がある場合は、**審査会当日の午後 5 時 1 5 分までに**高齢福祉課介護認定係へ連絡してください。

なお、窓口での直接交付は、

- ・本庁舎：審査会当日の翌日午前 9 時から

・西那須野庁舎、塩原庁舎：審査会当日の翌日午後 1 時から
となります。審査会当日には交付しておりませんので、御注意ください。

また、転送と同様、取り置き希望者が本来の送付先と異なる場合、あらかじめ本来の送付先と調整してください。